

感 所 頭 年

「みんなでつくり育む活気あふれる

交流拠点おけがわ都市」の実現に向けて



桶川市長

岩崎 正男

新年明けましておめでとうございます。本年も桶川市第五次総合振興計画の将来像の実現のため誠心誠意努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。さて、昨年は桶川市の多重債務者支援体制が結果的に納税率の向上に繋がったことが評価され「総務省自治税務局長特別表彰」を受賞するとともに、県内の納税率部門で39市中第1位の成績を収め、県から4年連続

市民の声を反映し活気あふれた
魅力あるまちづくりを



桶川市議会議員

市川 幸三

明けましておめでとうございます。

新年にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

市民の皆様には、日ごろから市政に対し温かいご理解とご協力を賜り、市議会を代表し厚くお礼申し上げます。

昨年は、ロンドンオリンピックが開催され、日本は過去最高の38個のメダルを獲得しました。特に今回の

で表彰されました。このことは、市民の皆様の納税に対する深いご理解の賜物と、心より御礼申し上げます。さて、東日本大震災から2度目の年明けとなりましたが、被災地では未だ数多くの傷跡が残っております。被災者の方々が一日でも早く罹災前の生活を取り戻せるよう祈念申し上げます。また、あの大災害を教訓として桶川への防災対策を進めるよう努めて参ります。子どもたちの安全のため優先的に取り組んだ学校施設の耐震化が完了しますが、今後は防災拠点となる市庁舎の建設や、公共施設の耐震化への取り組みを継続的に進めていくことはもちろん、市ができるエネルギー対策として公共施設のLED照明化のほか、東部工業団地調整池にわが国初と言われるフロード式のメガソーラー発電施設を計画し、6月の運転開始に向け準備を行っております。

また、市内では圏央道と上尾バイパスが平成26年度

オリンピックでは団体競技・種目での健闘が光ったのではないのでしょうか。仲間との絆を大切にして勝ち取った、ひととき輝きを放つメダルに日本中が大きな感動に包まれました。

また、ノーベル医学生理学賞に京都大学の山中伸弥教授が受賞されました。山中教授らが作製したiPS細胞は今後難病の仕組み解明や新薬の開発、再生医療の実現に向けて新しい道を開いたものであり、今後医療の幅広い分野で応用されることに期待するものでございます。

一方で、国内において、九州北部地方で「これまで経験したことのないような大雨」や茨城県つくば市などを襲った国内最大級の竜巻など、いまままで想定されていなかった災害が多く発生し、地球規模での異常気象が続いております。また、「いじめ」を苦にした自殺の問題、通学路での事故など、子どもが犠牲となる悲惨な事件・事故も発生しました。私たちは、これ

末の開通を目指し、着々工事が進んでおり、その結節点となる川田谷地区には、防災機能を備えた「道の駅」を計画し、活力ある地域づくりを目指します。

そして、長らく懸案となっており、区画整理事業の終結に向けた努力を鋭意続けてまいります。

さらに、「子育てするなら桶川市」を標榜し、子育て支援センターを併設した日出谷保育所のオープンや任意予防接種助成の拡充、放課後子ども教室の開設など昨年実施した事業に続きまして、子育て環境の一層の充実を今年も図ってまいります。

本年も「信頼と対話」を基本理念に、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様方の温かなご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

らの事実を教訓に、今後に生かしていかなければならないと考えるものでございます。

さて、近年我が国の社会経済情勢は大きく変貌し、予測できない新しい時代へと転換しております。とりわけ急速に進む少子高齢化、それに伴う医療・介護、年金問題や国際化、高度情報化など私たちの市民生活を取り巻く環境も大きく変わってきております。

そのような状況の中、桶川市は一昨年策定されました第五次総合振興計画のもと、「みんなでつくり育む活気あふれる交流拠点都市おけがわ」の実現に向け、各種施策を進めております。市議会といたしましても、市民の意見を反映しつつ、活気あふれた魅力あるまちづくりを目指して、全力を傾注してまいりますので、ご期待を申し上げます。

皆様方より一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。



安心な子育ては予防接種から!!

桶川市では次の任意接種を公費助成しています

問合せ
健康増進課

全額公費助成▶ヒブ、肺炎球菌、HPV 一部公費助成▶ロタウイルス 7,500円/回(2回まで)

接種期間を確認し、計画的に接種を行ないましょう。

予防接種一覧

平成25年1月1日現在

区分	法定/任意	種類	望ましい接種期間												
			乳児期					幼児期			学童期				
			2か月	3か月	4か月	5か月	6-8か月	9-11か月	12-15か月	16-17か月	18-23か月	2歳	3歳~	5歳~	7歳~
※ヒブ(インフルエンザb菌)	任意	不活化	①	②	③			④							
※肺炎球菌	任意	不活化	①	②	③			④							
B型肝炎	任意	不活化	①	②		③									
※ロタウイルス	任意	生	①	②	③										
三種混合	法定	不活化		①	②	③		④							
四種混合	法定	不活化		①	②	③		④							
BCG	法定	生		①											
ポリオ	法定	不活化		①	②	③		④							
麻しん、風しん(MR)	法定	生						①				② 6~7歳	③ 中学1年 ④ 高校3年		
水痘	任意	生						①							
おたふくかぜ	任意	生						①							
日本脳炎	法定	不活化										①②③ 3~4歳	④ 9~12歳		
インフルエンザ	任意	不活化									毎年				
二種混合	法定	不活化												①②③ 11~12歳	
※HPV(子宮頸がんワクチン) (ヒトパピローマウイルス)	任意	不活化												①②③ 13~15歳	

注1 法定：予防接種法に規定された予防接種 任意：予防の観点からお勧めする予防接種
 注2 費用：法定接種は無料(対象期間内)
 :任意接種は原則自己負担です。
 注3 ※公費助成がある任意接種。

◆ 主な予防接種の動きと説明 ◆

三種混合予防接種／四種混合予防接種

三種混合は、百日咳・ジフテリア・破傷風の3種類の予防接種です。

平成24年11月からはポリオも混合された四種混合ワクチンも使用できるようになりました。平成24年7月以前にお生まれのお子さんは三種混合予防接種とポリオ予防接種の接種をお願いします。

麻しん風しん混合予防接種(MR) = 3期・4期は今年度で終了! =

はしかの大流行をきっかけに5年間の限定で3期(中学1年生)と4期(高校3年生相応年齢)が始まりましたが、今年度末で3期と4期は終了予定です。未接種のお子さんは3月31日までに忘れずに受けましょう。

ポリオ予防接種

ポリオ(急性灰白髄炎)の予防接種です。

平成24年9月からは不活化タイプのワクチンに変わり、接種方法と接種回数が変わりました。ただし、平成24年8月以前に生ポリオを1回だけ接種をしたお子さんは、免疫が不十分ですので、現在のワクチンで残りの接種を受ける必要があります。なお、平成24年8月以降にお生まれのお子さんには、四種混合ワクチンをご案内しています。

日本脳炎予防接種

副作用の問題から接種を差し控えた時期もありましたが、平成22年度から新たなワクチンで再開しています。差し控えた時期の対象者(平成7年6月1日~平成19年4月1日生まれ)は、2期までの合計4回の接種を20歳未満まで受けることが出来ることになりました。

HPV ワクチン 予防接種

予防接種法に基づく予防接種ではありませんが、予防効果を高めるために公費で実施しています。初回から6か月かけて合計3回接種します。十分な免疫を得るためには1年以内に3回接種できるようにしましょう。接種が終了する前に対象年齢が経過した場合、残りの費用は自己負担となりますが、十分な効果を得るためにも3回接種をお勧めします。

平成24年分 所得税の還付申告の受付について

給与や年金から源泉徴収などにより、既に納税した所得税額が、その年の全ての所得から計算した所得税額より多いときは、申告することで納めすぎの所得税の還付を受けることができます。

この手続きを「還付申告」といいます。
市の臨時受付期間▼2月4日(月)～8日(金) (税務署は1月4日(金)から受け付けます。)

受付場所▼東公民館 (末広2-8-29)
問合せ▼税務課市民税グループ ☎786-3211(代)
所得税の確定申告などの問合せ・
郵送先▼上尾税務署(〒362-8504 上尾市大字西門前57) 代表電話番号/☎70-1800(自動音声案内)
 ※音声が届きますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

還付申告の対象となる人は

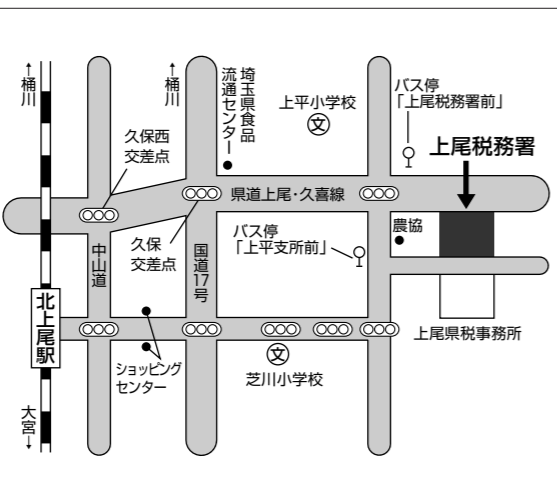
平成24年中に次の①～④の要件に合う人は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。お早め

公的年金を受給されている方へ 公的年金等の収入が400万円以下の「確定申告不要制度」について

平成23年分以後の各年分において公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。(年金天引き以外の社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・扶養控除などの追加の控除がある人)
 ※確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

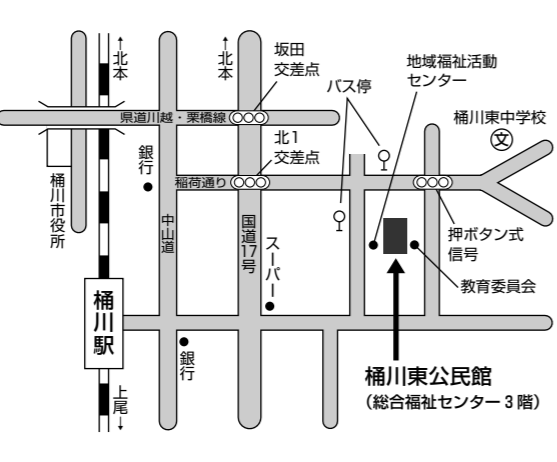
■上尾税務署
 〒362-8504
 上尾市大字西門前577

- 北上尾駅東口から徒歩約20分
- 上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅行)(伊奈学園行)に乗り「上平支所前」下車徒歩3分
- 上尾市内循環バスぐるっとくん(上平循環)・(東西循環)に乗り「上尾税務署前」下車徒歩1分



■東公民館
 末広2-8-29
 (総合福祉センター3階)

- 駅東口から徒歩約25分
- 駅東口から市内循環バス(べにばなGO)「東循環」「東西循環」に乗り、「総合福祉センター」下車徒歩1分
- 駅(東口)から朝日バス「加納循環」に乗り「総合福祉センター」下車徒歩3分



**青色申告対象者の
決算個別指導と納税相談会**

とき▼【決算個別指導会】
 2月12日(火)、13日(水)
 【納税相談会】
 3月4日(月)、5日(火)
 時間▼午前9時30分～11時30分
 午後1時～3時30分
 ところ▼桶川市商工会館
 (鴨川1-4-3)

問合せ▼桶川市商工会
 (☎786-0903)

税理士による還付申告無料相談

とき▼2月4日(月)～15日(金)
 (土・日、祝日を除く)
 ところ▼市内の各税理士事務所
 対象者▼次のいずれかに該当する人
 ①年金受給者(年金収入が600万円以下)

- に申告をしてください。
- 平成24年中に退職などにより、年末調整を受けていないとき
 - 所得控除(扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除など)の追加があるとき
 - 本人や家族の医療費を一定金額以上支出したとき
 - 一定の要件のマイホーム取得などで、住宅ローンがあるとき

- 受付対象者**▼次の①②を満たす人
- 給与所得者または年金所得者
 - 確定申告書Aで申告する人
- ※雑損控除、事業・農業・不動産所得、土地や株式等の譲渡所得などがあり、**確定申告書B**で申告する人は、上尾税務署に提出してください。



受付日	受付地区	
2月	4日(月)	下日山谷・下日山谷西・北・朝日
	5日(火)	上日山谷・泉・南
	6日(水)	西・神明・坂田・坂田東
	7日(木)	寿・若宮・川田谷・倉田
8日(金)	東・末広・鴨川・加納・篠津・五町台・舎人新田・赤堀・小針領家	
会場▶東公民館 受付時間▶午前9時～11時 午後1時～3時30分		

申告に必要なもの

- 筆記用具
- 印鑑(認め印も可)
- 還付金を受け取る預(貯)金の口座番号(申告者名義の分かるもの)
- 所得を証明するもの
- 平成24年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票の原本
- 社会保険料(国民健康保険税や介護保険料など)を支払った証明書や領収書
- 国民年金保険料については控除証明書が必要です。
- 生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- 「医療費の明細書」および領収書
- 医療費控除を受ける方は、今月号

退職所得に係る個人住民税改正のお知らせ

平成23年度税制改正により平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得等について次の2点が変わります。

①退職所得に係る市・県民税所得割額の10%税額控除が廃止されます。

市民税額 =	退職所得金額 (収入金額－退職所得控除額) × 1/2	×	税率 市民税 6%	× 90%
県民税額 =	退職所得金額 (収入金額－退職所得控除額) × 1/2	×	税率 県民税 4%	× 90%

②勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得金額を2分の1にする措置が廃止されます。

詳しくは☎税務課

- 給与所得者(給与収入が600万円以下)で医療費控除を受ける人
- 平成24年中に退職をした人
- 年末調整が済んでいない人
- 申込み▼関東信越税理士会上尾支部(☎776-8777)または最寄りの税理士事務所に電話でお申し込みください。(午前9時30分～午後4時)

・市役所税務課(1月末頃設置) 詳しくは☎税務課市民税グループ (※東公民館は、申告の内容に関する問合せにはお答えできません。)

確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページに掲載しており、印刷してご利用いただけます。また、次の場所にも用意があります。
 ・上尾税務署

申告書の作成は、国税庁ホームページを「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。
 (http://www.nta.go.jp)
 作成した申告書は印刷して郵送で提出またはe-Taxを利用してインターネットで提出できます。
 詳しくは今月号広報と一緒に配りする「上尾税務署からのお知らせ」をご覧ください。

広報と一緒に配りする「上尾税務署からのお知らせ」の中にある「医療費の明細書」に記入を済ませて、医療を受けた人ごとにまとめた領収書と一緒に持参してください。その際には、領収書の日付が平成24年であることを確認してください。
 ※申告会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずコピーしておいてください。